

協定項目	21-6	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部３町合併協議会資料
		関係項目	教育事業	
主な学校教育関係・社会教育関係				
教育専門部会				
事務事業 ID	事務事業名		調 整 の 内 容	
102100	教育委員会表彰		1 高等学校教職員表彰は、北海道教育功績者表彰規則の例により再編する。 2 その他の表彰は、合併後に新たな制度を定める。	
102900	学校林		学校林については、新町に引き継ぐ。	
103400	通学区域		通学区域については、現行のとおりとする。	
103800	通学定期補助制度		通学定期補助制度については、瀬棚町の例により制度化し、対象範囲を新町で検討する。	
104800	スクールバスの運行		スクールバスの運行については、現行のとおりとし、車輛更新時に委託方式等を検討するものとする。	
105600	奨学資金貸付制度		奨学資金貸付制度については、次のとおりとする。 (1) 奨学資金貸付制度については、合併後に統一する。 (2) 合併日前日まで奨学資金貸付を受けている者は、奨学資金貸付が終了するまでの間は旧町の例により取扱うものとする。 ただし、合併後に新たに貸付を受ける場合は、新制度を適用させるものとする。	
105800	学校給食		学校給食センターの運営については、合併年度は現行のとおりとし、委託方式を含め合併後に統合する。	
105900	学校給食費の取扱い		1 給食費については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降は給食費の額を統一する。 2 有機米助成制度については、現行のとおりとする。 (拡大可能な農畜産物等については、合併後に検討する。)	
106900	高等学校入学検定料・入学金・授業料の取扱い		高等学校入学検定料、入学金及び授業料については、現行のとおりとし、道立高校の改定にあわせて合併後に検討する。	

事務事業 ID	事務事業名	調 整 の 内 容
107000	高等学校生徒募集	町立高等学校の生徒募集については、平成 17 年度については現行のとおりとし、合併後に新町において町立高校の再編、統廃合を検討する。
107100	幼稚園運営	幼稚園の運営については、現行のとおりとする。
107400	幼稚園入園料・保育料	幼稚園の入園料及び保育料については、現行のとおりとする。
107600	中学生海外研修事業	中学生生徒海外研修事業については、新町において継続実施する。
107700	高等学校修学旅行	町立高等学校の修学旅行は、現行のとおり新町において継続実施する。
114200	図書館等の運営	1 図書館等の管理運営については、現行のとおりとする。 2 図書館等の施設間ネットワーク構築については、合併後に検討する。
114600	図書の貸出	図書の貸出カードについては、合併後に統一する。
115100	成人式	成人式については、次のとおりとする。 (1) 平成 17 年度については、大成町及び瀬棚町は従来のとおり実施し、内容を検討の上、北檜山町の日程で新町としての成人式を実施する。なお、既に実施している旧町の対象者も新町の成人式の対象者とする。 (2) 平成 18 年度以降については、主催は新町の町長、事務は教育委員会で取扱うこととし、実施時期、実施方法は新町で調整する。

先進事例（調整の内容）

■萩広域市町村合併協議会（山口県／平成17年3月6日 新設）

- 1 新町において、新たに設置される教育委員会に対し、地域の声を反映させるための組織を当分の間、1市2町4村の区域ごとに設置する。
- 2 公立小学校・中学校の設置、管理及び運営については、次のとおりとする。
 - (1) 通学区域については、新市に引き継ぐ。
 - (2) スクールバスの運行については、新市に引き継ぐ。
 - (3) 遠距離通学補助制度については、全額補助で調整する。
 - (4) 就学援助制度の認定基準については、合併までに一定水準で統一する。
 - (5) 校外行事児童生徒旅費補助制度については、合併までに統一した基準を設け、全額補助及び負担する方向で調整する。
 - (6) 学校体育に係わる補助制度については、当面現行どおりとし、運営については新市で調整する。
 - (7) 学校給食については、当面現行どおりとし、新市で調整する。ただし、給食会計については、私会計とする。
- 3 高等学校進学奨学金制度（貸与）については、統一の上、新市に引き継ぐこととし、高等学校進学奨学金制度（給付）並びに大学進学奨学金制度（給付）については、新市に引き継ぐ。また、合併までに貸与又は給付の決定を受けた者については、現行どおりとする。
- 4 教育文化奨励賞制度については、新市に引き継ぐ。

■函館市・戸井町・恵山町・樫法華村・南茅部町合併協議会（北海道／平成16年2月1日編入予定）

- 1 学校及び社会教育施設等の管理運営については、現行のとおりとする。
- 2 学校教育関連事業
 - (1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
 - (2) 恵山高等学校の授業料等は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。
 - (3) 戸井幼稚園の保育料等は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年度で段階的に調整し函館市の制度に統一する。
 - (4) 遠距離通学支援事業は、現行のとおりとする。
 - (5) 修学旅行は、函館市の制度に統一する。ただし、戸井町については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度から函館市の制度に統一する。
 - (6) 給食費及び給食回数については、それぞれの地域の実情を考慮し、5年間を目途に統一する。
- 3 生涯学習関連事業は、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編等の調整を行い、生涯学習の推進や文化・スポーツの振興に努めるものとする。
- 4 戸井町、恵山町、南茅部町の指定文化財は、函館市に引き継ぐものとする。

調整の内容（例示）

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	教育事業
教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 高等学校教職員表彰は、北海道教育功績者表彰規則の例により再編する。 (2) その他の表彰は、合併後に新たな制度を定める。 (3) 学校林については、新町に引き継ぐ。 (4) 通学区域については、現行のとおりとする。 (5) 通学定期補助制度については、瀬棚町の例により制度化し、対象範囲を新町で検討する。 (6) スクールバスの運行については、現行のとおりとし、車輛更新時に委託方式等を検討するものとする。 (7) 奨学資金貸付制度については、合併後に統一する。 合併日前日まで奨学資金貸付を受けている者は、奨学資金貸付が終了するまでの間は旧町の例により取扱うものとする。ただし、合併後に新たに貸付を受ける場合は、新制度を適用させるものとする。 (8) 学校給食センターの運営については、合併年度は現行のとおりとし、委託方式を含め合併後に統合する。 (9) 給食費については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降は給食費の額を統一する。 (10) 有機米助成制度については、現行のとおりとする。（拡大可能な農畜産物等については、合併後に検討する。） (11) 高等学校入学検定料、入学金及び授業料については、現行のとおりとし、道立高校の改定にあわせて合併後に検討する。			
第 1 案 (12) 町立高等学校の生徒募集については、再配置の結論がでるまで現行のとおりとする。 第 2 案 (12) 町立高等学校の生徒募集については、平成 17 年度については現行のとおりとし、平成 18 年度以降については、新町において町立高校の再編、統廃合を検討する。			
(13) 幼稚園の運営については、現行のとおりとする。 (14) 幼稚園の入園料及び保育料については、現行のとおりとする。 (15) 中学生生徒海外研修事業については、新町において継続実施する。 (16) 町立高等学校の修学旅行は、現行のとおり新町において継続実施する。 (17) 図書館等の管理運営については、現行のとおりとする。 (18) 図書館等の施設間ネットワーク構築については、合併後に検討する。 (19) 図書の貸出カードについては、合併後に統一する。 (20) 成人式については、平成 17 年度は大成町及び瀬棚町は従来のとおり実施し、内容を検討の上、北檜山町の日程で新町としての成人式を実施する。なお、既に実施している旧町の対象者も新町の成人式の対象とする。 平成 18 年度以降については、主催は新町の町長、事務は教育委員会で取扱うこととし、実施時期、実施方法は新町で調整する。			